



## 給与計算も承っています

まずはお気軽にお問い合わせください



1社あたり月額顧問料

計算する人数	基本料金/月額
～10人	10,000円
11人以上	15,000円

上記以外に、従量料金として1人1,000円



助成金総合コンサルタント & 障害年金専門社労士  
社会保険労務士事務所

オフィスメイクタイム 代表 西野 史朗

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-9-9 原田ビル201

☎ 03-6384-7346

受付時間 9:00-18:00 [土・日・祝日を除く] HP: <https://officemaketime.com>

発行者



# 月刊 メイクタイム通信

vol. 10  
2023

2023.10.1発行

特集

期間限定の助成金！  
「キャリアアップ助成金」(短時間労働者労働時間延長コース)

よくある  
質問

『遅刻を3回したら解雇』というルールを就業規則に記載し労働基準監督署に届出すれば、従業員を解雇することはできますか？

## 最低賃金改定対応はお忘なく

10月も近づき、ようやく少し秋の気配を感じるようになりましたが、半袖で過ごせる日もまだまだあり、秋は短い季節になりそうです。

さて、先に発表された令和5年の最低賃金改定が、10月から実施となります。最低賃金は、令和3年から3年連続の大幅改定となりました。特に今年度は過去最大の改定額となっています。3年前の令和2年と比べると、時給で約100円の増額となります。

政府は、全国加重平均で1000円を超えることを目指していましたが、令和5年の全国加重平均は1004円となり、達成されました。昨今の原材料費や光熱費のコスト増に加えて、人件費も毎年増大し、経営環境には厳しい状況が続きますが、政府は引き続き最低賃金の引き上げに積極的です。助成金など、活用できる支援策も上手に使いながら対応していくしかありません。

オフィスメイクタイム  
代表 西野 史朗

